

※ 必ずご確認ください。

工事（電子契約）

契約書等の提出上の諸注意事項について

1 契約保証について

- (1) 「履行保証のお知らせ」の「保証金額」欄に金額の記載がある場合は、契約の保証が必要になります。保証の種類を決め、必ず契約日までに保証の手続きを行ってください。ただし、「保証金額」欄に「免除」と記載されている場合は不要です。
- (2) 契約保証金の現金納付、有価証券等の提供をする場合は、工事契約課から必要書類を郵送します。
※現金納付を希望する場合は、別添の「契約保証金納付書発行希望書」を落札決定日の翌営業日10時までに工事契約課まで電子メールにて送信してください。
- (3) 前払金保証事業会社の保証又は損害保険会社の公共工事履行保証若しくは履行保証保険については、電子保証によることができます。提出方法については、次ページのチェックリストをご確認ください。なお、契約保証を紙で取得した場合は、別途郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）による提出が必要です。

2 電子契約の手続きについて

- (1) 本案件は、電子契約により契約締結を行います。
- (2) 落札決定の翌日に、熊本市工事契約課から、電子入札システムの代表窓口情報として登録したメールアドレス宛に電子契約の確認依頼メールが届きますので、当該メールに記載されたURLから電子契約の手続きを行ってください。（電子契約の手続きの詳細は、[こちら](#)をご参照ください。）
- (3) 電子契約の書類確認時に添付書類のアップロードが必要となりますので、次ページのチェックリストを参考に書類を作成し、PDFに変換のうえ、アップロード（添付）してください。
- (4) 提出書類の様式は、[熊本市ホームページの「様式集（契約書関係書類）」](#)からダウンロードしてください。

3 その他注意事項

- (1) 次の項目についても、以下記載の[熊本市ホームページ](#)より内容をご確認いただき、各工事の仕様書等に基づき、必要書類を施工担当課等の監督員へ提出してください。（工事契約課への提出は不要です。）
 - ① 下請契約関係（施工体制台帳等作成ガイドライン等）
 - ② 建設業退職金共済制度及び法定外労働災害補償制度について
 - ③ 工事実績情報システム（コリンズ）への登録について
 - ④ 着工届等
 - ⑤ 工事前払金申請書、中間前払金認定請求書・工事履行報告書等前払金等請求書類
- (2) 契約書類と併せて提出いただく、現場代理人等通知書、経歴書及び資格の確認書類等については、契約手続き完了後、工事契約課から施工担当課等へ直接転送します。
- (3) 契約保証金の現金納付を選択された場合は、検査完了後に契約保証金還付請求書を工事契約課（企業局案件の場合は工事（業務）担当課）へ提出してください。
- (4) 金融機関等の保証書を提出された場合は、完成検査後に返還しますので、工事契約課から返還の連絡がありましたら、「保証書に係る受領書」を工事契約課へ持参してください。検査が完了しても返還の連絡がない場合は、お手数ですが、工事契約課までお問い合わせください。
- (5) 工事名に【総合評価方式】、【技術要件設定型】、【余裕工期あり】、【JR近接】、【管更生】等の記載がある場合は、これらの文言は工事名に記載しないでください。

[熊本市ホームページ](#)（提出書類の様式は、こちらからダウンロードしてください。）

熊本市ホームページ（ホーム） > 分類から探す > ビジネス > 事業者の方へ > 入札・契約 > 入札・契約情報に関するお知らせ > 熊本市入札・契約（工事等）ホームページ > 様式集（契約書関係書類）

お問合せ

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市 総務局 契約監理部 工事契約課

電話：096-328-2442（直通） メール：koujikeiyaku@city.kumamoto.lg.jp

電子契約確認時のアップロード（添付）書類チェックリスト

※ アップロード（添付）書類は、PDFに変換し、電子契約システムにアップロードしてください。

※ 電子契約システムにアップロードできる書類は5件までとなりますので、**下記のファイル名及びファイル内容で作成してください。**

No.	アップロード（添付）する書類	作成上の留意事項等		チェック	
①	提出ファイル名：1 建設リサイクル法「（別記様式2）契約書別紙」				
	1 建設リサイクル法 「（別記様式2）契約書別紙」 ※建設リサイクル法対象工事の場合のみ	【熊本市ホームページからダウンロードした様式で作成】 ・ 施工担当課等確認後の書類をアップロードしてください。 ・ 「 <u>契約書別紙（別記様式2）</u> 」のみ（説明書・別表1～3・再資源化報告書は添付しないでください）を1件のデータとして（他の書類と結合せずに）アップロードしてください。 ・ 土木、建築、解体で様式が異なりますので、ご注意ください。			
②	提出ファイル名：2 履行保証の書類				
	2 履行保証の書類 （右のいずれか） ※原本を別途郵送する場合は、一般書留又は簡易書留に限る。	現金納付の場合	納入済通知書兼領収証書の写しをアップロードしてください。		
		前払金保証事業会社の保証の場合	紙の場合：保証証書の原本を別途郵送してください。		
			電子保証の場合：「保証契約番号」と「認証キー」が記載された「認証キー」等のお知らせのPDF（保証事業会社発行）をアップロードしてください。		
		公共工事履行保証・履行保証保険の場合	紙の場合：証券の原本を別途郵送してください。 電子保証の場合：損保会社指定のアドレスをCcに設定し、熊本市工事契約課（koujikeiyaku@city.kumamoto.lg.jp）へメールにて提出してください。		
	金融機関等の保証の場合	保証証書の原本を別途郵送してください。			
③	提出ファイル名：3 請負代金内訳書、4 工事工程表、5 誓約書				
	3 請負代金内訳書	・ 法定福利費を明示した内訳書をアップロードしてください。熊本市公共工事請負契約約款第3条に基づき、契約時に改めて請負代金内訳書の提出が必要です。なお、入札時の工事費内訳書に法定福利費が明示されている場合は、入札時の内訳書を提出してください。 ・ 法定福利費の額が、公告時の法定福利費概算額の1／2未満となる場合は、法定福利費の算出根拠を併せてアップロードしてください。 ・ 随意契約の場合は、法定福利費の明示された請負代金内訳書を任意様式で作成してください。熊本市ホームページに参考様式・作成例を掲載していますので、ご参照ください。 熊本市公共工事請負契約約款 第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。 法定福利費・・・健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料のうち、現場労働者（技能労働者）の事業主（会社）負担分			
	4 工事工程表	【任意様式で作成（熊本市ホームページに参考様式あり）】 ・ 業者名、工事名を記載してください。 ・ 議会等の承認後、適正工期へ工期延長する案件（ 公告文又は仕様書をご確認ください ）については、 適正工期で作成 してください。			
	5 誓約書	【熊本市ホームページからダウンロードした様式で作成】 ・ 誓約日（右上の日付）は契約日を記載してください。 ・ 共同企業体案件の場合は、それぞれの構成員ごとに作成してください。			
④	提出ファイル名：6 現場代理人等通知書、7 経歴書、8 資格・雇用を証する書類の写し				
	6 現場代理人等通知書	【熊本市ホームページからダウンロードした様式で作成】 ・ 一般競争入札の場合、競争入札参加資格申請時に記載した主任（監理）技術者を、また専門技術者（JR工事管理者、下水道管路更生管理技士等）、若手・女性技術者等を配置する必要がある場合は、これらの技術者も記載してください。			
	7 経歴書	【熊本市ホームページからダウンロードした様式で作成】 ・ 『現場代理人等通知書』に記載した現場代理人、技術者ごとに作成してください。			
	8 資格・雇用を証する書類の写し	・ 一般競争入札の競争入札参加資格申請時に提出された書類は、アップロード不要です。 ・ 『現場代理人等通知書』に記載した現場代理人等の資格及び雇用が確認できる資料（雇用保険被保険者証の写し等）をアップロードしてください。 ・ この証明に不必要な事項又は個人情報はマスキングすること			
⑤	提出ファイル名：9 その他、10 本チェックリスト				
	9 その他 ※必要な場合のみ	共同企業体協定書の写し	一般競争入札（入札後審査方式）の共同企業体案件の場合 （【技術要件設定型】の案件の場合は、申請時に提出済のため不要）		
		免税事業者届出書	契約日を含む事業（決算）期間において、消費税が免税となっている場合 （「課税期間」は契約日を含む「事業（決算）期間」、右上の日付は契約日としてください。）		
		工期通知書	【余裕工期あり】の案件で、「フレックス方式」又は「任意着手方式」の場合		
		現場代理人兼任届	現場代理人の兼任を認める常駐義務緩和要件に該当し、現場代理人が他工事を兼任する場合		
		専任特例の規定による主任（監理）技術者・営業所技術者等兼任届	専任特例1号、2号（旧 特例監理技術者）又は建設業法第26条の5に定める要件を満たす技術者を配置する場合		
10 本チェックリスト	本チェックリストのチェック欄に✓を付けたものをアップロードしてください。				

業者名	
担当者名	連絡先

※連絡先は、上記担当者名に記載した方と随時連絡が取れる連絡先を記載してください。